

大和市告示第55号

大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）実施要綱及び大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和7年3月26日

大和市長 古谷田 力

大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）実施要綱及び大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱を廃止する要綱次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）実施要綱（令和2年大和市告示第119号）
- (2) 大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱（令和3年大和市告示第119号）

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 廃止前の大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）実施要綱及び大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱の規定により支給した給付金に係る不当利得の返還については、なお従前の例による。